



自社測定事業場における 作業環境管理のための手引き

～事業者, 測定士への提言～



まえがき

作業環境測定は、労働衛生の三管理の中の作業環境管理の中核をなすものであり、労働安全衛生法第 65 条において、10 種類の作業場について作業環境測定が事業者に義務付けられています。

このうち、有害物関係を中心とした特定化学物質、有機溶剤などの 5 種類の作業場については作業環境測定法に基づく指定作業場として、作業環境測定士による測定が義務付けられており、原則は自社の作業環境測定士による測定、ただし、そのような専門人材がいない事業場においては作業環境測定機関に測定を依頼することとされています。

制度の発足当初は自社測定事業場も少なからずありましたが、時代の変化に伴う分社化やアウトソーシングなどによりこの 40 年余りの間に大きく減少しました。

このことにより、自社測定事業場間で作業環境管理に関して情報共有したり経験交流したりすることが極めて困難になったほか、自社測定事業場内においても、技術、ノウハウの取得や経験の蓄積・伝承が困難であるとの指摘もされるようになりました。

このようなことを踏まえ、(公社)日本作業環境測定協会では、自社測定事業場における作業環境測定士が円滑かつ効率的に作業環境管理に取り組むことにより作業環境管理にとどまらず、その知識技術を生かして事業場の衛生管理全般に貢献することができるようにするためのマニュアルを作成することとし、実務者から成る委員会を設けて検討し、本書を取りまとめました。

本書は、自社測定事業場の作業環境測定士の参考図書となることはもとより、自社測定事業場のメリットを最大限に発揮するために事業者として配慮いただきたいことや、作業環境測定部門以外の関係部門との有機的連携についても盛り込んでおりますので、自社測定事業場における衛生管理水準のさらなる向上のために事業者やこれらの関係部門におかれても本書を活用して

いただければ幸いに存じます。

最後に、本書をまとめるに際してご尽力いただいた委員の皆様方に深甚なる謝意を表します。

2019 年 11 月

(公社)日本作業環境測定協会

平成 30 年度 自社測定事業場における 作業環境管理マニュアル作成委員会

青 木 隆 昌 (九州工業大学 安全衛生推進室 = 6 担当)

石 垣 ひろ子 (ダイハツ工業(株))

加 部 勇 ((株)クボタ = 座長, 3 担当)

萩 原 裕 ((株)河合楽器製作所 = 2 担当)

法龍院 均 (住友精密工業(株) (当時) = 5 担当)

渡 辺 良 輔 (中部労働衛生 = 4 担当)

(五十音順。1・7 執筆担当 = 事務局)

目 次

1	目的	5
2	トップの役割と責任	6
3	測定の実施体制	14
4	測定の実施	20
5	関連業務への参画	33
6	衛生管理体制その他社内の関係部門との連携等	49
7	外部の関係機関との連携	60

① 目 的

自社測定事業場における作業環境測定は、事業場における労働衛生管理の一環として行われるもので、外部専門サービス機関である作業環境測定機関が行うものとはその性格が異なる。

自社測定事業場では、作業環境測定士は単に測定・評価をするだけでなく衛生管理者、産業医等の事業場内の衛生管理組織と緊密な連携をとることにより直接作業環境改善に関わり、ひいてはリスクアセスメントも含めた衛生管理全般にも関わっていくことができる。

また、測定の実施については、事業場の内部組織であることで日常的な業務観察の下にデザイン・サンプリングや測定日時の設定がより的確に行われることが期待される一方で、逆に現場の意向を尊重するあまり適正を欠く設定がなされる可能性がある。

このような、自社測定事業場における作業環境測定の運用についての諸課題を明らかにし、作業環境測定を基軸とした作業環境管理上必要な事項を実務者により構成される委員会で検討し、この手引きを取りまとめた。

作業環境測定を生業とする作業環境測定機関に比べて自社測定事業場においては作業環境測定士の人数も少なく、指導育成や技術・ノウハウの伝承に困難が生じやすい状況が認められる。本手引きを活用することにより、自社測定事業場における作業環境測定士が無用の試行錯誤をすることなく円滑かつ効率的に作業環境管理に取り組むことにより作業環境管理のみにとどまらず、その知識技術を生かして衛生管理全般に貢献されることが望まれる。

また、事業者及び自社測定事業場における作業環境測定士以外の産業保健スタッフにおいても、作業環境管理における事業者の役割や衛生管理関係の部門間連携に関して本手引きを参照・活用し、よりよい作業環境管理の実現に向けた取り組みが望まれる。

② トップの役割と責任

- ・ 事業者は、従業員の健康確保のための方針を表明するとともに、有害物を取り扱う従業員の健康確保のため自ら積極的に作業環境の改善等に関わる。
- ・ 事業者は、自社測定による作業環境管理の意義、もたらされる効果をよく理解し、自らに課せられた役割を果たす。

1 事業者*は、従業員の健康確保のための方針を表明するとともに、有害物を取り扱う従業員の健康確保のため自ら積極的に作業環境の改善等に関わる

*：「事業者」は労働安全衛生法では第2条第3項により会社組織の場合、法人を指すとされているが、ここでは、組織を指揮し、管理する個人や人々を指し、「経営トップ」、「事業場の長」、「工場長」さらに事業者によって選任される「総括安全衛生管理者」などを指す。また、単に「トップ」という呼び方も同義語として使用している。

(1) トップによる労働衛生方針の表明

安全衛生管理の推進には、事業者の役割と責任がきわめて重要である。

労働安全衛生法第3条には、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。」と事業者の安全衛生管理に対する役割と責務が規定されている。

さらに同法では、事業者に一定規模以上の事業場ごとにその事業を実質的に統括管理する者を総括安全衛生管理者として選任することを義務付け、事